

経済変動・雇用対策融資

激変する経済環境の下、急激な状況変化等に伴い一時的・緊急的に必要とする短期事業資金を融資する制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合の方</p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金用途 融資期間等	<p>◆運転資金 1年以内（一括返済又は均等月賦返済）</p> <p><均等月賦返済の場合は、必要に応じ2ヶ月以内の据置可></p>
融資利率	◆年1.9%（固定金利）
融資限度額	<p>◆無担保3,000万円</p> <p>※ただし、保証協会の保証利用可能額（一般枠）の範囲内</p>
担保・保証人	<p>◆保証協会の保証が必要 < 原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要 ></p> <p>◆いきいき割引^(注)の場合 保証料率年0.2%引下げ</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>〔京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金〕</p>
実施期間	◆平成23年3月末まで

(注) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。